

I 丹南健康福祉センターの概要

1 管内の状況

平成12年4月1日から保健・医療と福祉サービスを一体的に提供する地域の総合的専門的機関として一層の機能強化を図るとともに、保健・福祉分野の主たる実施主体である市町村に対し総合的支援機能を充実・強化するため、南越・丹生両福祉事務所と丹南保健所を組織統合し丹南健康福祉センターとして発足しました。

平成17年1月に南条町、今庄町、河野村が合併し、南越前町が発足し、同年2月に朝日町、宮崎村、越前町、織田町が合併し、越前町が発足しました。さらに、同年10月に武生市と今立町が合併し、越前市が発足し、平成18年2月に越廼村、清水町が福井市に吸収合併されたため、越廼村および清水町については福井健康福祉センターに移管されました。

(1) 管内の概況

ア 所管市町 2市（鯖江市・越前市）、3町（池田町・南越前町・越前町）を所管しています。

イ 面積・人口 管内人口は186,786人で福井県全体の789,633人に対して約23.7%を占めています。
管内人口の約81%が鯖江・越前の両市に集中し、管内いずれの市町でも人口減少傾向が続いていますが、池田町、南越前町、越前町などの山間、海岸部で特に減少幅が大きくなっています。
管内面積は、1,006.78km²で県全体の4,190.43km²に対して約24%を占めています。

ウ 自然・交通 中央南北に日野川が流れ、その流域の平野部と東西の山間部からなっています。
池田町、南越前町などの山間部は県内有数の豪雪地帯であり、また、中央南北に北陸本線、北陸自動車道が走り、福井・関西へのアクセスは良好です。

エ 産 業 鯖江市・越前市では電気、機械、眼鏡、繊維などの産業が集積し、また越前漆器、和紙、陶器、打刃物等の伝統的産業が盛んです。

オ 管内の市町別人口、面積等

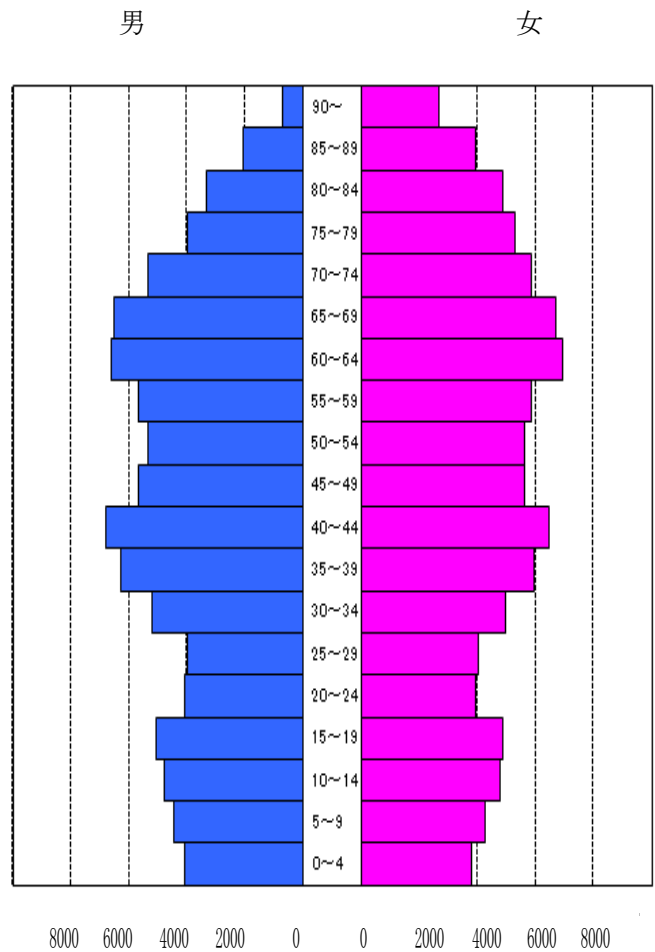
市町名	面積 (km ²)	世帯数 (世帯)	人 口			人口密度 (人/km ²)
			総 数	男	女	
鯖江市	84.59	21,710	67,773	32,775	34,998	801.2
越前市	230.70	27,663	83,591	40,709	42,882	362.3
池田町	194.65	953	2,700	1,281	1,419	13.9
南越前町	343.69	3,418	10,842	5,204	5,638	31.5
越前町	153.15	6,661	21,880	10,446	11,434	142.9
管内計	1,006.78	60,405	186,786	90,415	96,371	185.5
福井県	4,190.43	279,774	789,633	382,056	407,577	188.4

※面積：平成26年10月1日現在（国土交通省国土地理院）

世帯数、人口：福井県の推計人口 平成26年10月1日現在（県政策統計・情報課）

カ 5歳階級別・男女別ピラミッド

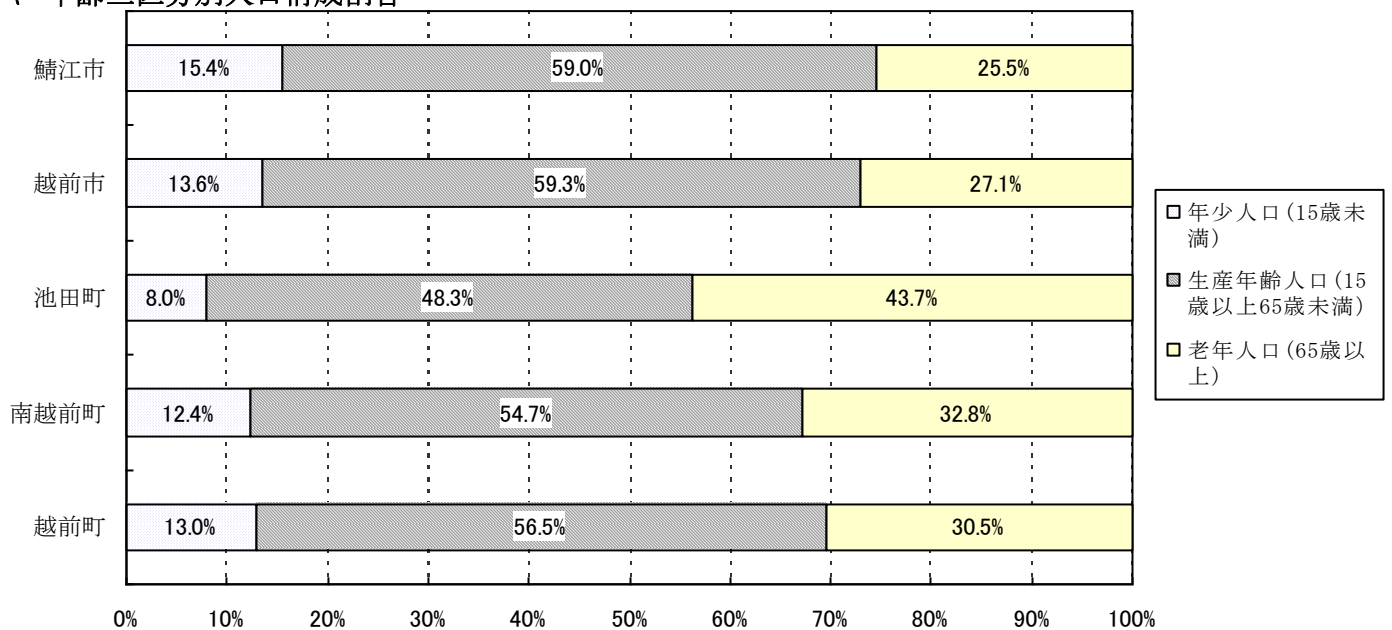
年齢	総数	男	女
0～4	7,910	4,097	3,813
5～9	8,721	4,481	4,240
10～14	9,540	4,786	4,754
15～19	9,913	5,060	4,853
20～24	8,014	4,096	3,918
25～29	8,042	4,004	4,038
30～34	10,178	5,212	4,966
35～39	12,234	6,305	5,929
40～44	13,250	6,795	6,455
45～49	11,278	5,672	5,606
50～54	10,953	5,356	5,597
55～59	11,526	5,660	5,866
60～64	13,538	6,628	6,910
65～69	13,245	6,534	6,711
70～74	11,202	5,360	5,842
75～79	9,266	3,985	5,281
80～84	8,198	3,340	4,858
85～89	5,986	2,075	3,911
90～	3,389	714	2,675
計	186,786	90,415	96,371



注)年齢不詳男女計403人、男255人、女148人を計に含む。

※福井県の推計人口 平成26年10月1日現在 (県政策統計・情報課)

キ 年齢三区分別人口構成割合



※(福井県の推計人口 H26.10.1現在) 県政策統計・情報課より

2 沿 革

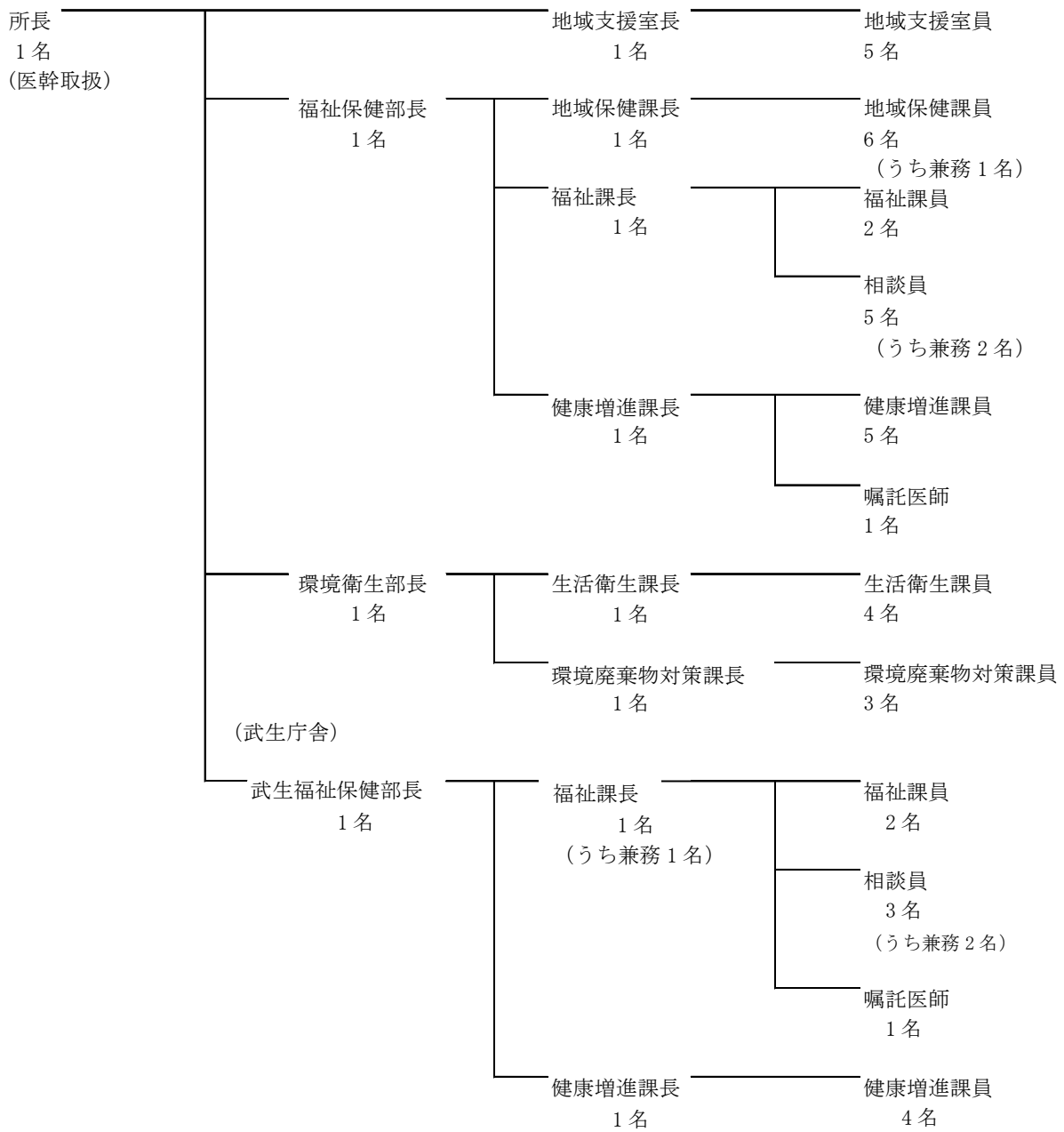
丹南保健所	鯖江保健部	武生保健部
昭和 13 年 7 月	昭和 12 年 4 月保健所法の制定に伴い県下初の保健所として朝日保健所設置（丹生郡朝日町西田中第 11 号 18 番地） 丹生、足羽、今立 3 郡のうち 33 村を管轄	
昭和 17 年 11 月		武生保健所新設（武生町栄）、南条郡 1 町 13 村を管轄し、母子保健・結核予防を主とした保健指導機関として所長以下 8 名で発足
昭和 18 年 4 月		保健婦駐在制の実施により、王子保村、湯尾村、北杣村に 1 名ずつ配置されたが、昭和 30 年に廃止
昭和 19 年 5 月	東伏見宮妃殿下、朝日保健所業務を視察	
昭和 19 年 10 月	鯖江保健所設置（鯖江町東小路） 朝日保健所より引継いだ鯖江町、新横江村、舟津村、中河村、片上村のほか粟田部町、国高村、北日野村、味真野村、北新庄村、北中山村、南中山村、岡本村、上池田村、下池田村、服間村、河和田村、神明村の 2 町 16 村を管轄	今庄保健所設置 南条郡 6 村を管轄
昭和 20 年 11 月	花柳病予防法公布に伴い、花柳病診療所開設	花柳病予防法公布に伴い、花柳病診療所開設。昭和 27 年に性病診療所と改称されたが、34 年に廃止
昭和 22 年 4 月	国高村、北日野村が武生保健所へ移管	
昭和 23 年 9 月	花柳病診療所を性病診療所へ改称	
昭和 23 年 11 月	新横江村、舟津村が鯖江町に編入。管轄は 3 町 11 村となる	
昭和 24 年 4 月	優生保護法施行に伴い、優生保護審査会を設置	優生保護法施行に伴い、優生保護審査会を設置
昭和 24 年 10 月	優生保護相談所併設	保健所の整備統合により、今庄保健所を廃止し、武生保健所に統合。1 市 16 村を管轄
昭和 25 年 5 月	国高村、北日野村が再び鯖江保健所所管となる	
昭和 25 年 8 月	東鯖江町（現在の日の出町）に新庁舎落成	
昭和 26 年 1 月		福井県食品衛生協会武生支部結成
昭和 26 年 3 月	結核予防法の公布に伴い結核診査協議会を設置	
昭和 26 年 10 月		結核診査協議会を設置
昭和 28 年 1 月		福井県赤十字武生支部結成。昭和 49 年解散
昭和 28 年 10 月	課制実施により、総務課、保健予防課を設置	課制実施により、総務課、保健予防課を設置
昭和 29 年 1 月		優生保護相談所併設
昭和 29 年 8 月		不慮の火災により消失し、仮庁舎で執務
昭和 30 年 6 月		武生市吾妻町の元国警武生警察署庁舎を改造し移転
昭和 31 年 2 月	県の機構改革により、朝日保健所を鯖江保健所に統合。従来の朝日保健所が朝日出張所となる。管轄は 1 市 5 町 5 村となる	
昭和 34 年 3 月		衛生課を新設。3 課制となる
昭和 34 年 8 月	白山村が武生市に編入のため武生保健所へ移管 衛生課を新設。3 課制となる	
昭和 35 年 7 月	保健所法施行令の規程に基づき、鯖江保健所運営協議会を設置	武生保健所運営協議会を設置
昭和 38 年 3 月	殿下村が福井市へ編入、福井保健所所管となる	
昭和 40 年 4 月	朝日出張所を支所に改める。本所に栄養改善室新設	
昭和 41 年 11 月	本所（館）事務室増設	
昭和 42 年 1 月		武生市結核予防婦人会結成
昭和 42 年 2 月		福井県地区衛生組織連合会武生支部結成
昭和 43 年 11 月		福井県食生活改善推進員連絡協議会武生支部（わかな会）発足
昭和 44 年 4 月	福井県食生活改善推進員連絡協議会鯖江支部（あすなる会）発足	
昭和 44 年 7 月		武生市文京（現在地）に新庁舎落成
昭和 45 年 4 月	精神保健家族会（つつじ会）発足	
昭和 47 年 10 月	機構改革により、朝日支所を廃止	
昭和 47 年 11 月	鯖江市水落町（現在地）に新庁舎落成	
昭和 48 年 11 月		捕獲車用車庫新築
昭和 50 年		断酒会発足

昭和 51 年 11 月		精神障害者家族会（芦山会）発足
昭和 55 年 11 月	断酒会発足	
昭和 56 年 11 月	ボケ老人をかかえる家族会（わらし家族の会）発足	
昭和 57 年 4 月	障害者親子教室（お陽さま会）発足	社会復帰指導事業ダイケア開設
5 月	社会復帰指導事業ダイケア開設	
昭和 58 年 3 月		武生保健所老人保健連絡協議会設置
昭和 60 年 1 月		精神障害者社会復帰施設「芦山の会」共同作業所開所
4 月	精神障害者社会復帰施設「千草の家」共同作業所開所	
昭和 61 年 4 月	結核診査協議会を鯖江結核診査協議会に改称	結核診査協議会を武生結核診査協議会に改称
昭和 63 年 4 月		武生保健所老人保健連絡協議会を福井県保健所保健事業連絡協議会武生保健所部会に名称変更
平成 元年 7 月		福井県保健所保健事業連絡協議会武生保健所部会を廃止し、福井県健康づくり推進協議会武生保健部会を設置したが、平成 8 年に廃止
平成 3 年 3 月	「地域保健医療計画支援システム」導入	
平成 5 年 4 月	エイズ検査相談窓口開設	エイズ検査相談窓口開設
10 月	庁舎外装改修工事	
11 月	「脳卒中情報システム」導入	「脳卒中情報システム」導入
平成 6 年 11 月	鯖江保健所管内「寝たきり老人ゼロ推進連絡協議会」発足	
平成 7 年 6 月	こころの健康づくり推進協議会運営委員会設置	
平成 8 年 11 月		武生地域心の健康対策懇話会設置
平成 9 年 4 月	地域保健法施行に伴い、 丹南保健所 となる [鯖江保健部] [武生保健部]	
	南越福祉事務所	丹生福祉事務所
昭和 26 年 10 月	社会福祉事業法の施行により、生活保護法施行事務が町村から県に移管された。今立、南条、丹生のそれぞれの郡を所管していた地方事務所に民生課が設置され、生活保護、身体障害者福祉、児童福祉等いわゆる福祉三法事務を行うこととなった	
昭和 31 年 2 月	町村合併の進行にともない、県の機構改革が行われ、上記三地方事務所が廃止され、新たに南越事務所（武生市蓬莱町）が設置、丹生郡には丹生出張所（朝日町）が設けられた。福祉事務については、福祉課および丹生出張所総務福祉係において実施することとなった [南越事務所 福祉課] [南越事務所丹生出張所 総務福祉係]	
昭和 37 年 4 月	南越事務所の内部機構であった福祉課（31年に民生課を福祉課に改称）を廃止し、 南越福祉事務所 として独立し、民生課、保護課を置いた。（所長は県事務所長が兼任）	南越事務所丹生出張所は、丹生事務所として独立。同時に県事務所の内部機構であった福祉課（31年に民生課を福祉課に改称）を廃止し、 丹生福祉事務所 として独立し、民生課、保護課を置いた。（所長は県事務所長が兼任）
昭和 40 年 4 月	県事務所の廃止により、専任所長が配置された	県事務所の廃止により、専任所長が配置された
平成 9 年 4 月	課名を民生課から地域福祉課に改称	課名を民生課から地域福祉課に改称
	丹南健康福祉センター	
平成 12 年 4 月	南越福祉事務所と丹生福祉事務所、丹南保健所（鯖江保健部・武生保健部）が組織的に統合し、 丹南健康福祉センター となる（ただし、丹南保健所は行政機関として存続） 鯖江庁舎（鯖江市水落町）に地域支援室、健康増進課、環境廃棄物対策課、生活衛生課、丹生合庁（越前町内郡）に福祉課、武生庁舎（越前市文京）に武生福祉保健部を置く 健康増進課業務について、今立町、池田町の所管を鯖江保健部から武生福祉保健部健康増進課に変更 丹南保健所運営協議会を丹南健康福祉センター運営協議会に改称	
7 月	福井県薬物乱用防止指導員丹南地区協議会を設置する 丹南地域精神保健福祉連絡協議会を設置する	
平成 17 年 1 月	南条町、今庄町、河野村が合併し、南越前町が発足	
2 月	朝日町、宮崎村、越前町、織田町が合併し、越前町が発足	
10 月	武生市、今立町が合併し、越前市が発足	
平成 18 年 2 月	越廼村、清水町が福井市に吸収合併され、福井健康福祉センターに移管となったため、当センターの所管区域は、鯖江市、越前市、池田町、南越前町、越前町の 5 市町となる	
平成 20 年 4 月	県の出先機関の再編により、丹生分庁舎の福祉課が鯖江庁舎に集約された	
平成 22 年 4 月	県の機構改革により、地域支援室地域支援グループが廃止され、新たに地域保健課が設置された	

3 組織機構

(1) 組織

平成 27.6.1 現在



注) 非常勤相談員のうち女性相談員は、鯖江と武生に1名ずつ勤務。
家庭相談員と母子自立支援員は、各1名が鯖江と武生を兼務。非常勤相談員は、計6名が勤務。

(2) 事務分掌

地域支援室	<ul style="list-style-type: none"> ・ センターの庶務関係に関すること ・ センター内管理に関すること ・ センター内他の課、グループに属さないこと ・ 医務関係法令の施行に関すること ・ 被爆者の医療に関すること ・ 薬事法、毒物および劇物取締法、麻薬取締法、覚せい剤取締法等の施行および献血に関すること ・ 丹南健康福祉センター運営協議会に関すること 	
福祉保健部 ・ 武生福祉保健部	地域保健課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉・保健・医療および環境の総合的企画調整に関すること ・ 健康危機管理に関すること ・ 医療政策（地域医療・在宅医療の推進）に関すること ・ 結核・エイズ等感染症に関すること ・ 肝炎治療特別促進事業に関すること ・ 丹南地域保健・福祉・環境職員等研修に関すること ・ 地域における福祉、保健および医療の統計、人口動態統計に関すること ・ 石綿による健康相談および健康被害救済事務に関すること
	福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉事業の振興に関すること ・ 戦没者遺族援護に関すること ・ 福祉のまちづくり条例に関すること ・ 生活保護法の実施に関すること ・ 老人福祉に関すること ・ 身体障害者、知的障害者の福祉に関すること ・ 児童福祉、母子・寡婦福祉・女性福祉に関すること ・ 市町事業に対する指導監査に関すること ・ 福祉団体の相談支援に関すること
	健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 難病対策に関すること ・ 精神保健福祉に関すること ・ 生活習慣病対策に関すること ・ がん予防推進に関すること ・ 健康づくりに関すること ・ 栄養士法に関すること ・ 母子保健および母体保護に関すること ・ 歯科保健に関すること
環境衛生部	生活衛生課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品衛生法および福井県食品衛生条例に関すること ・ 狂犬病予防法に関すること ・ 動物の愛護及び管理に関する法律、福井県動物の愛護及び管理に関する条例に関すること ・ 調理師法および製菓衛生師法に関すること ・ 福井県ふぐの処理に関する条例に関すること ・ 興行場法、旅館業法および公衆浴場法に関すること ・ 理容師法、美容師法およびクリーニング業法に関すること ・ 水道法、温泉法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に関すること ・ 浄化槽法および有害物を含有する家庭用品の規制に関する法律に関すること ・ そ族昆虫に関すること
	環境廃棄物対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関すること ・ 廃棄物処理計画の推進に関すること ・ 使用済自動車の再資源化等に関する法律に関すること ・ 大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、土壌汚染対策法に関すること ・ 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律に関すること ・ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に関すること ・ 化製場等に関する法律に関すること ・ 公害防止条例に関すること ・ アスベストによる健康被害の防止に関する条例に関すること ・ 公害に係る苦情、水質異常時の対応、水質の監視調査に関すること

(3) 職員配置表 (課別職種別)

平成27.6.1現在

職種別	所長	医幹	地 域 支援室	福祉保健部				環境衛生部			武生福祉保健部			合計
				部長	地 域 保健課	福祉課	健 康 増進課	部長	生 活 衛生課	環 境 廃 棄 物 対 策 課	部長	福祉課	健 康 増進課	
事務職員	—	—	5	—	2	2	1	—	—	—	1	2	—	13
技術職員	1	(1)	1	1	5	1	5	1	5	4	—	—	5	29
医 師	1	(1)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1 (1)
獣医師	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	2
薬剤師	—	—	1	—	—	—	—	1	3	2	—	—	—	7
診療放射線 技師	—	—	—	—	1 (1)	—	—	—	—	—	—	—	—	1 (1)
栄養士	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	2
保健師	—	—	—	1	4	—	4	—	—	—	—	—	4	13
化 学	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—	2
職業訓練 指導	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	1
技能 労務職	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
非 常 勤 医 師	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1	—	2
非 常 勤 相 談 員	—	—	—	—	—	5	—	—	—	—	—	3 (2)	—	6
合 計	1	(1)	6	1	7	8	7	1	5	4	1	6 (2)	5	50

注) 非常勤相談員のうち女性相談員は、鯖江と武生に1名ずつ勤務。

家庭相談員と母子自立支援員は、各1名が鯖江と武生を兼務。非常勤相談員は計6名が勤務。

()内は兼務職員再掲。

4 健康・福祉相談日

平成 27. 4. 1 現在

内 容	場 所	日 程	開 設 時 間
母 体 保 護 相 談	鯖江・武生庁舎	随 時	要予約
身体・知的障害者(児)相談	鯖江庁舎 武生庁舎	月曜日～金曜日	8:30～17:15
ひとり親家庭相談			
女 性 相 談			
家 庭 児 童 相 談	鯖江庁舎	毎月 第1・3木曜日	13:30～16:30 要予約
エイズ・肝炎相談	鯖江庁舎	毎月 第4月曜日	17:00～19:00
		第2火曜日	13:00～14:00
	武生庁舎	毎月 第4火曜日	
栄養成分表示相談	鯖江・武生庁舎	随 時	要予約
骨 髄 バ ン ク 相 談	鯖江庁舎	随 時	(登録は要予約)
ほのぼの親子教室	鯖江・武生庁舎 (会場・変更あり)	毎月 第1・3木曜日	9:45～11:15 または 14:00～15:30(要事前問合せ)

5 衛生統計

表1 人口動態の概況

平成 25 年

		全国	福井県	管内	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町
人 口		125,704,000	784,903	184,313	67,193	81,207	2,798	10,971	22,144
出 生	実 数	1,029,816	6,461	1,455	614	601	9	74	157
	人口千対率	8.2	8.2	7.9	9.1	7.4	3.2	6.7	7.1
死 亡	実 数	1,268,436	8,764	2,022	670	825	55	170	302
	人口千対率	10.1	11.2	11.0	10.0	10.2	19.7	15.5	13.6
自然増加	実 数	△238,620	△2,303	△567	△56	△224	△46	△96	△145
	人口千対率	△1.9	△2.9	△3.1	△0.8	△2.8	△16.4	△8.8	△6.5
乳児死亡	実 数	2,185	12	4	1	3	0	0	0
	出生千対率	2.1	1.9	2.7	1.6	5.0	0.0	0.0	0.0
新生児死亡	実 数	1,026	6	2	0	2	0	0	0
	出生千対率	1.0	0.9	1.4	0.0	3.3	0.0	0.0	0.0
死 産	実 数	24,102	149	31	12	14	1	1	3
	出産千対率	22.9	22.5	20.9	19.2	22.8	100.0	13.3	18.8
周産期死亡	実 数	3,862	28	6	2	3	0	0	1
	率	3.7	4.3	4.1	3.2	5.0	0.0	0.0	6.3
婚 姻	実 数	660,613	3,744	821	319	361	13	42	86
	人口千対率	5.3	4.8	4.5	4.7	4.4	4.6	3.8	3.9
離 婚	実 数	231,383	1,181	241	101	92	6	11	31
	人口千対率	1.8	1.5	1.3	1.5	1.1	2.1	1.0	1.4

注) 1 出生・死亡・婚姻・離婚率は人口千対

2 乳児・新生児死亡率は出生千対

乳児死亡（生後1年未満の死亡）、新生児死亡（生後4週未満の死亡）、早期新生児死亡（生後1週未満の死亡）

3 死産率は出産（出生＋死産）千対

4 周産期死亡率は周産期死亡（妊娠満22週以後の死産＋早期新生児死亡）÷（出生＋妊娠満22週以後の死産）

5 率算出に用いた人口は平成25年推計人口（平成25年10月1日現在）

表2 母子保健統計

平成25年

市町別		全国	福井県	管内計	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	
種別										
出生	数	1,029,816	6,461	1,455	614	601	9	74	157	
	率	8.2	8.2	7.9	9.1	7.4	3.2	6.7	7.1	
	再掲 2,500g未満	98,624	557	138	52	66	0	6	14	
乳児死亡	数	2,185	12	4	1	3	0	0	0	
	率	2.1	1.9	2.7	1.6	5.0	0.0	0.0	0.0	
新生児死亡	数	1,026	6	2	0	2	0	0	0	
	率	1.0	0.9	1.4	0.0	3.3	0.0	0.0	0.0	
死産	数	24,102	149	31	12	14	1	1	3	
	率	22.9	22.5	20.9	19.2	22.8	100.0	13.3	18.8	
	再掲	自然	10,938	76	14	6	7	0	0	1
		人工	13,164	73	17	6	7	1	1	2
周産期死亡	数	3,862	28	6	2	3	0	0	1	
	率	3.7	4.3	4.1	3.2	5.0	0.0	0.0	6.3	
	再掲	満22週以後の死産	3,110	23	5	2	2	0	0	1
		早期新生児死亡数	752	5	1	0	1	0	0	0

注) 1 出生は人口千対

2 乳児・新生児死亡率は出生千対

乳児死亡（生後1年未満の死亡）、新生児死亡（生後4週未満の死亡）、早期新生児死亡（生後1週未満の死亡）

3 死産率は出産（出生＋死産）千対

4 周産期死亡率は周産期死亡（妊娠満22週以後の死産＋早期新生児死亡）÷（出生＋妊娠満22週以後の死産）

5 率算出に用いた人口は平成25年推計人口（平成25年10月1日現在）

表3 主要死因別分類

平成25年

中分類名		全国	福井県	管内計	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町
全死因	数	1,268,436	8,764	2,022	670	825	55	170	302
	率	1,009.1	1,116.6	1,097.0	997.1	1,015.9	1,965.7	1,549.5	1,363.8
2100 悪性新生物	数	364,872	2,324	577	209	224	14	50	80
	率	290.3	296.1	313.1	311.0	275.8	500.4	455.7	361.3
9200 心疾患	数	196,723	1,433	302	98	128	8	26	42
	率	156.5	182.6	163.9	145.8	157.6	285.9	237.0	189.7
9300 脳血管疾患	数	118,347	816	168	62	56	6	16	28
	率	94.1	104.0	91.1	92.3	69.0	214.4	145.8	126.4
10200 肺炎	数	122,969	965	238	71	110	7	14	36
	率	97.8	122.9	129.1	105.7	135.5	250.2	127.6	162.6
20100 不慮の事故	数	39,574	391	88	25	41	4	6	12
	率	31.5	49.8	47.7	37.2	50.5	143.0	54.7	54.2
20200 自殺	数	26,063	140	35	13	14	2	0	6
	率	20.7	17.8	19.0	19.3	17.2	71.5	0	27.1
18100 老衰	数	69,720	449	111	27	47	2	6	29
	率	55.5	57.2	60.2	40.2	57.9	71.5	54.7	131.0
14200 腎不全	数	25,101	191	48	14	22	1	2	9
	率	20.0	24.3	26.0	20.8	27.1	35.7	18.2	40.6
11300 肝疾患	数	15,930	85	26	12	11	1	1	1
	率	12.7	10.8	14.1	17.9	13.5	35.7	9.1	4.5
4100 糖尿病	数	13,812	96	26	11	11	1	1	2
	率	11.0	12.2	14.1	16.4	13.5	35.7	9.1	9.0

注) 1 率は人口10万対

2 率算出に用いた人口は平成25年推計人口(平成25年10月1日現在)